

不当判決弾劾！

7月6日、大阪地裁横田昌紀裁判長は原告大谷川さんの損害賠償請求を棄却する不当判決を言い渡した。

この不当極まる判決に満腔の怒りをもって弾劾する。

同様の訴訟において東京地裁は恒常的な要員不足の状態にあったことを認め、その状態で行使した時季変更権を債務不履行とし、更に5日前の時季変更権の行使も債務不履行として会社に対して原告全員への損害賠償を命ずる画期的判決を下した。

一方、大阪第二運輸所においても同様の状況にあったにも関わらず大阪地裁は要員不足を認めず、5日前の時季変更権行使についても違法とは認められないとして原告の主張をことごとく否定し、資本の意を汲むかたちで反動判決を下したのです。

この大阪地裁の下した不当判決を断じて認めることは出来ません。

控訴審において更なる団結を強化して闘っていく所存です。

提訴から5年有余に亘る多くの仲間の皆様のご支援に感謝するとともに控訴審勝利に向けて更なるご支援、ご協力をお願いします。

控訴して闘うぞ！